

第 31 期 第 2 回静岡県青少年環境整備審議会会議録（要旨）

第 2 部会第 1 分科会（図書）

日 時	令和 4 年 3 月 9 日（水）午後 1 時から午後 1 時 30 分まで
場 所	県庁西館 8 階教育委員会議室
出席者 職氏名	委 員 吉見光太郎（分科会長）、伊東明子、日吉弓枝 事務局 社会教育課

1 受付、出席者の確認

2 定数確認

委員総数 5 人中 3 人の出席により、委員の半数以上が出席したため、審議会規則の規定に基づき、会の成立が確認された。

3 議事

(1) 有害図書類緊急指定に関する確認

緊急指定された次の図書類について報告を受け、確認した。

No.	図書類名	指定年月日
1	るんるんナビマガジン DECEMBER. 2021 No. 233	令和 3 年 12 月 14 日
2	るんるんナビマガジン JANUARY. 2022 No. 234	令和 4 年 1 月 12 日
3	るんるんナビマガジン FEBRUARY. 2022 No. 235	令和 4 年 2 月 3 日
4	るんるんナビマガジン MARCH. 2022 No. 236	令和 4 年 3 月 8 日

(2) 有害図書類の個別指定に関する審議

県知事から諮問を受けた次の有害候補図書について審議した。

No.	種別	図書類名	発行所
1	雑誌	実話ナックルズ 月刊 2・3 月合併号	(株)大洋図書
2	雑誌	実話ナックルズ 月刊 4・5 月合併号	(株)大洋図書

ア 審議内容

委 員：他の図書の個別指定の必要性はないのか。

事務局：包括指定の規定があり、青少年に有害と思われる図書の多くは、こちらが適用されている。今回諮問の図書については、包括指定の規定が適用されないものである。

委 員：実話ナックルズ月刊 2・3 月合併号及び実話ナックルズ月刊 4・5 月合併号については、有害図書として指定することを本審議会の答申としたいと考えるが、いかがか。

委 員：異議なし

イ 答申

(ア) 指定可否 有害指定する

(イ) 指定事由 「実話ナックルズ月刊 2・3 月合併号」

○著しく性的感情を刺激する

○著しく粗暴性若しくは残虐性を助長する

○著しく犯罪若しくは自殺を誘発、若しくは助長する

○著しく道義心を傷つける

「実話ナックルズ月刊4・5月合併号」

- 著しく性的感情を刺激する
- 著しく粗暴性若しくは残虐性を助長する
- 著しく犯罪若しくは自殺を誘発、若しくは助長する
- 著しく道義心を傷つける

(3) 有害図書類の緊急指定に関する審議

雑誌「実話ナックルズ月刊号」について、月刊誌として定期的に刊行されていることから、緊急指定の対象とすること、及び、雑誌「るんるんナビマガジン」についても引き続き緊急指定の対象とすることについて、審議した。

ア 審議内容

委員：雑誌「実話ナックルズ月刊号」を、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例第9条第2項ただし書及び同条例第18条第1項ただし書の規定を適用することについて了承し、雑誌「るんるんナビマガジン」についても、同規定を継続して適用することについても了承することを答申したいと考える。

なお、緊急指定の手続については、事務局及び第2部会長において内容を確認し、これまで指定されたものと内容に変更がないと認められた場合に限り、緊急指定し、公示後、最も早く開催される審議会（第2部会分科会）において、緊急指定した旨の報告を行うこととするが、いかがか。

委員：異議なし

イ 答申

(ア) 雑誌「実話ナックルズ月刊号」を静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例第9条第2項ただし書及び同条例第18条第1項ただし書の規定を適用することについて了承する。

(イ) 雑誌「るんるんナビマガジン」についても、同規定を継続して適用することについて了承する。

(ウ) 有害図書類の緊急指定適用の取扱いについては、次のとおりとする。

- a 対象雑誌発売日に事務局及び第2部会長において内容を確認する。
- b これまで指定されたものと内容に変更がないと認められた場合に限り、緊急に指定すること。
- c 公示後、最も早く開催される審議会（第2部会分科会）において、緊急指定した旨の報告を行い、審議会の確認を得ること。
- d 審議会において意見等が出た場合は、その意見を尊重し、対応を検討すること。

4 閉会